

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
あつたときは、
翌日)

鳥取県規則第三十三号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項から十三の項までを次のように改める。

十一	しょうが優良種苗導入資金 砂畑における合理的な輪作体系の確立に必要なしょうがの栽培を導入するための優良種苗の購入に要する資金	しょうが栽培を行なうほ場一〇アールにつき 二四〇、〇〇〇円	二年以内
十二	養蚕簡易飼育保温技術導入資金 蚕作安定を図るために行なう保温用資材の購入に要する資金	資材一セットにつき 一二〇、〇〇〇円	三年以内
十三	削除		
十七	削除		

別表第一の十七の項を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

目 次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

解除予定の保安林にする旨の通知

昭和四十四年度地籍調査事業計画

公共測量の実施を終わった旨の通知

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇公 告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「毎月」を「毎四半期」に、「翌月」を「当該四半期の末月の翌月」に改める。

第八条第一項中「毎月、前月」を「毎四半期」に、「当該月」を「当該四半期の末月の翌月」に改める。

様式第三号中

(年 月 分) 「
」を
(年度第 ・ 4半期分) 「
」に、

前月までの 累計	本 月 分	累 計
円	円	円

を

前4半期分 までの累計	今 4 半 期 分			累 計
	月	月	月	

円	円	円	円	円

に改める。

様式第四号中

(年 月 分) 「
」を
(年度第 ・ 4半期分) 「
」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十四年七月一日から施行する。

2 (経過措置) この規則の施行前に消印した証紙に係る収入状況の報告及び歳入に受入れの手続については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百八十六号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和四十四年六月二十日から施行する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一の表の十一の項から十三の項までを次のように改める。

十一 しようが 優良種苗導入 資金	種しようが	農業者等	しよが栽培を行なうほ 場一〇アールにつき 種しよが(八〇〇キロ グラム) 二四〇、〇〇〇円	三月四月
十二 養蚕簡易 飼育保温技術 導入資金	保温用資材 (温風機、加湿 装置及びダクト)	農業者等	資材一セットにつき 一一〇、〇〇〇円 温風機(一台) 九八、〇〇〇円 加湿装置(一式) 一六、〇〇〇円 ダクト(二本) 六、〇〇〇円	八月九月
十三 削除				

第一の表の十七の項を次のように改める。

十七 削除

鳥取県告示第三百八十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字神福字塩澁山二〇六九の一〇六、二〇六九の一〇七、二〇六九の一二〇、二〇六九の一三一、二〇六九の一三二、大字福塚字大林七〇五、大字宮内字鬼林山一三三七の一、一三三七の二、大字三栄字大林山二二八七、大字丸山字大林山二二八六の一(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定に

より地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十四年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘要
名和町	押平・茶畑・高田・門前	昭和四十四年六月二十日から昭和四十五年三月三十一日まで	換算面積 五・二平方キロメートル
米子市	吉岡・浦津・熊兜・蚊屋・今在家・二本木	昭和四十四年六月二十日から昭和四十五年三月三十一日まで	換算面積 二・〇平方キロメートル

鳥取県告示第三百八十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業の種類 通信地図修正測量
- 二 作業地域 鳥取市丸山町、湯所一丁目、二丁目、材木町、東町一丁目、二丁目、三丁目、西町二丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、栗谷町、玄好町、片原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、尚徳町、掛出町、江崎町、馬場町、

三 終了年月日 昭和四十四年五月二十六日

鳥取県告示第三百九十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十四年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県衛生研究所 鳥取市吉方二七一の一」を「鳥取県衛生研究所 鳥取市田島字埋立六六二の八」に改める。

- 上町、中町、大榎町、立川一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、吉方町一丁目、二丁目、庖丁人町、大工町頭、御弓町、上魚町、元大工町、鍛冶町、寺町、桶屋町、職人町、若桜町、戎町、元魚町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二階町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、茶町、元町、新町、大工町、栄町、川端一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、瓦町、南町、今町一丁目、二丁目、寿町、薬師町、相生町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東品治町、賀露町、湖山町、行徳、田島、卯垣、岩倉、富安、吉方、布勢、足山、里仁、岩吉、南隈、晚稲、安長、徳吉、徳尾、古海、菖蒲、服部、野寺、秋里、江津、浜坂、円護寺、小西谷、百谷、大杓、東今在家、桜谷、正蓮寺、雲山、新、滝山、古市、吉成、大覚寺、的場、叶、数津、宮長、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
- 岩美郡国府町大字奥谷、福部村大字久志羅、大字左近

公 告

昭和44年6月8日に実施した昭和44年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和44年6月20日

鳥取県知事 石 彼 二 朗

河村 龍雄	利岡 一郎	倉益 富藏	前橋 博	福西 幸雄
谷口 茂行	谷尾 昶	伊藤 英治	山崎 弘	林 利夫
中島 憲夫	山根 基	本村 禎之	中居 武士	嶋岡 常吉
逢坂喜代政	仲野龟太郎	牧村 勝一	倉長 喜義	谷口 直吉
竹本 晃二	中井 巧	塩島 佳恵	小林 久之	西村 繁栄
清水 文夫	林 寿延	近藤 一郎	田 潤	大江 正義
石井 実	酒田 義雄	渡辺 幸夫	西寺 春一	奥野 和雄
高田 正勝	八田 淑子	太田 幸夫	瀧川 峻	七瀬 英夫
笠岡富之助	岸本 英彦	福井 利秋	山崎 正人	大東 常義
富田 強	菱井 敬	高力 典夫	小川 昌宏	宮西 龍
中井 良三	松本 繁富	山崎 武秋	野津 政吉	手島 聖
竹下 義友	田中美恵子	盛夫 盛夫	高田 宗範	津川 満
坂口 太郎	石崎 宏信	平松 暉夫	佐伯 武寿	野々内 収
中村 出	沖津 勝男	宮本 卓郎	山川 忠善	松本 洋子
旭 由藏	石川 光男	梅次 清人	野津 一成	